

海岸保全施設整備事業

◆趣旨

海岸保全基本方針に基づき、都道府県知事が定める海岸保全基本計画により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

◆事業の種類

区分	工種	内容
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。
	(2)侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。
	(3)海岸耐震対策	堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。
	(4)海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行している一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっていることにかんがみ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進する。 海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画に位置付ける海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、次に掲げる対策を講じるものとする。 (1)海岸保全施設の老朽化調査 (2)(1)の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定 ①老朽化調査を踏まえた工事実施箇所の状況 ②老朽化対策工事の実施方針及び整備目標 ③予定工期及び工程計画 ④工法 ⑤①から④までのほか、老朽化対策工事を実施するに当たり必要な事項 (3)(2)の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。(第2の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)を対象とする。) (1)水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等 (2)堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備 (3)津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査) (4)津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 (5)津波防災ステーションの整備 (6)避難対策としての管理用通路の整備 (7)避難用通路の設置(堤防スロープ等) (8)漂流物防止施設の整備 ただし、(3)の施策については、上記(1)～(8)〔(3)を除く〕の施策と併せて実施することとする。
3 海岸環境整備	海岸環境整備	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。
4 市町村等事業推進費		指定都市が行う漁港区域に係る上記1から3の円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

◆実施主体

区分	工種	実施主体
1 海岸保全施設整備	(1)高潮対策	海岸管理者 及び指定都市
	(2)侵食対策	
	(3)海岸耐震対策	
	(4)海岸堤防等老朽化対策	
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	県又は指定都市
3 海岸環境整備	海岸環境整備	

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp

※詳細については、交付要綱 別紙による。